



提供年月日：平成 18 年(2006 年)9 月 8 日

部局名：農政水産部

所属名：農村振興課

担当名：農村環境担当

担当者名：河瀬、田中

内線：3961

電話：077-528-3961

E-mail：gh01 @ pref.shiga.lg.jp

---

## 『魚のゆりかご水田米』の商標登録について

魚のゆりかご水田プロジェクトは、単に、食料生産の場である水田を魚類産卵繁殖場として再生するだけでなく、魚道整備や環境学習会など様々な活動を通じて、人と人とのつながりの再生による農村地域の活性化、子どもからお年寄りまでの地域住民の環境意識の向上が図られるなど、公益的価値の高い取組です。

今年度は、「魚のゆりかご水田環境直接支払いパイロット事業」により、住民、農家、水土里ネット等多様な主体が協力して取り組む魚道管理や魚の遡上産卵・成育に配慮した水田の維持管理活動に対して財政支援を行い、魚のゆりかご水田を推進してきたところです。

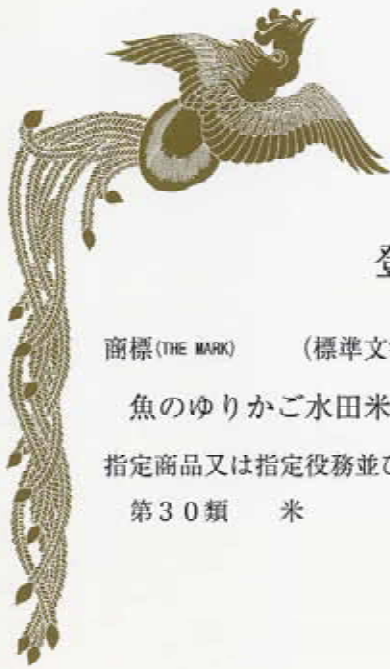
一方、近年の「食の安全」に対する消費者意識の高まりや多様化、安価な輸入農産物の増加と相まって国内産地間競争の激化による米価の下落などにより、本県水田農業の維持が困難になりつつあります。

このような中、本県では、近江米振興の一環として、魚のゆりかご水田で収穫されたお米のブランド化により、少しでも生産者の稲作経営安定化に寄与できればという思いを込め、「魚のゆりかご水田米」という名前を商標登録しました。

来年度からの「魚のゆりかご水田米」認証制度の本格的導入に向け、本年度はパイロット事業実施地域において試行し、消費者へ積極的なPRを行い「魚のゆりかご水田米」の知名度の向上に努めるとともに、魚のゆりかご水田の継続的取り組みにつなげ、環境と調和した農業振興と農村や琵琶湖の生態系保全をより一層推進していきたいと考えています。

\* 魚のゆりかご水田プロジェクトとは、琵琶湖と水田との間を魚が行き来し産卵繁殖していたかつての水田の生態系機能を回復することにより、人と生き物が共生できる農村づくりを目指す取り組みです。なお、今年度は、主に湖東、湖北地域の水田約40haにおいて「魚のゆりかご水田環境直接支払いパイロット事業」に取り組みました。

<http://www.pref.shiga.jp/g/noson/fish-cradle/contents.htm>



商標登録証  
(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第4967318号  
(REGISTRATION NUMBER)

商標(THE MARK) (標準文字)

魚のゆりかご水田米

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第30類 米

商標権者(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT)

滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県

出願番号(APPLICATION NUMBER)

商願2005-083756

出願年月日(FILING DATE)

平成17年 9月 7日(September 7, 2005)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成18年 7月 7日(July 7, 2006)

特許庁長官(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

中嶋

